

当法人の公益目的事業に未成年後見制度に関する事業が追加されたことに関する理事長声明

令和5（2023）年8月16日

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長 高橋 隆晋

この度、当法人の公益目的事業に未成年後見制度に関する事業を加えることにつき、内閣総理大臣から変更認定を受けた。

当法人は、平成11年12月に高齢者・障害者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的とする法人として設立された。平成23年3月には社団法人からの移行認定を受け、現在、公益社団法人として活動している。

以来、当法人は成年後見制度を通じた高齢者、障害者等の権利擁護及び福祉の増進に寄与するために、成年後見人及び成年後見監督人の養成や指導監督等に取り組み、全国に50の支部を設置して各地において公益活動を積み重ねてきた。その結果、当法人の会員をはじめ司法書士は、全国の家庭裁判所から第三者後見人としては最も多く成年後見人等に選任され、制度利用者ご本人の支援活動に従事するに至っている。

このような司法書士の成年後見人としての活動を評価され、親権を行使する者がいない未成年者の権利を擁護するため、全国の司法書士が未成年後見人として多く選任されている。これまで当法人では目的範囲外であるため、未成年後見人を養成するなどの事業をすることができなかったが、今回の変更認定を受けたことにより、未成年後見制度に関する様々な事業を展開することが可能となった。

近年、未成年者をめぐる社会環境は複雑さを増す厳しい環境にさらされている。このような環境の中、将来ある未成年者が健やかに自分らしく成長していくことは未成年者に保障された権利であるにもかかわらず、この権利が満足に実現されているとはいえない実情がある。この権利を実現するために、未成年者は、意見を尊重され、見守られながら、社会の一員としてより良い方向へ導かれなくてはならない。

当法人では、このような要請に応えるべく公益事業として未成年後見制度に取り組み、親権を行う者がいない未成年者の権利保障を図り健やかな成長を支援してまいりたいと考えている。その際、成年後見制度で培った知見を活かし、未成年後見人及び未成年後見監督人候補者の養成と指導監督を実施し、一方未成年後見特有の課題にも適切に対応するために関係諸機関との連携を十分に図りつつ、未成年者の権利の擁護と福祉の増進に寄与するための活動に全力を挙げて取り組む所存である。